

付 議 第 1 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「体育館、屋外体育施設の球場及びトレーニング室」を「青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館及び屋外体育施設の球場」に改める。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「5日前」を「5日前（その日が前条に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たるときは、その日以前の直近の休館日以外の日）の午後5時」に改め、同条第3項中「体育館若しくは」を削り、「高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書」を「高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書」に改め、同条第4項中「トレーニング室」を「体育館のトレーニング室」に改める。

第5条中「高知県立青少年センター体育施設利用券」を「高知県立青少年センター屋外体育施設利用券」に改める。

第9条第1項第3号中「前日」を「前日（その日が休館日に当たるときは、その日以前の直近の休館日以外の日）の午後5時」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名称及び代表者名)  
電話番号

高知県立青少年センター利用許可申請書

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により高知県立青少年センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的									
利用責任者	住所				電話番号				
	氏名								
体育館を利用する場合	入場料の徴収の有無	有 ・ 無		利用者の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外				
利用する施設	区分	日時			※ 使用料の 明細	区分	単位	使用料の額	
		年月日 午前・午後 時 分～ 年月日 午前・午後 時 分						円	
利用する設備	区分	日時							
		年月日 午前・午後 時 分～ 年月日 午前・午後 時 分							
						合計		円	
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計		※ 受付年月日	年 月 日		
	幼児	人	人	人	※ 許可年月日	年 月 日			
	小学生				※ 許可番号	第 号			
	中学生				※ 利用の取消し等	取消し ・ 変更 ・ 減額 ・ 免除	減額若しくは免除又は還付をする使用料の額		円
	高校生						決定した使用料の額		円
	大学生				受付年月日	年 月 日			
	その他の青少年				決定年月日	年 月 日			
	指導者				※ 利用の許可の条件その他				
一般									
合計									
※ 決裁欄	許可				担当				担当
					取消し等				

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式 (第4条、第5条関係)

高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書

No. \_\_\_\_\_

申請者	住所 (所在地) 又は学校名					利用する施設	
	氏名 (名称及び代表者名)						
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計			
	幼児	人	人	人			
	小学生						
	中学生						
	高校生						
	大学生						
	その他の青少年指導者						
一般							
合計							
利用の日時	年	月	日	午前	午後	時	分
				午前	午後	時	分

高知県立青少年センター屋外体育施設利用券

No. \_\_\_\_\_

利用の日時	年	月	日
	午前・午後	時	分
	午前・午後	時	分
利用する施設			

- 1 用具の貸出しは、器具庫で行いますので、この利用券を高知県立青少年センターの関係職員に見せてください。
- 2 施設、用具等は、高知県立青少年センターの関係職員の指示に従い大切に利用してください。
- 3 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。
- 4 利用の許可の条件及び高知県立青少年センターの関係職員の指示に従わないときは、利用の許可を取り消すことがあります。
- 5 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。
- 6 利用終了後は、施設、用具等を整理・整頓し、高知県立青少年センターの関係職員に返してください。

備考 1 - No.は、会計年度ごとの通し番号とする。

2 点線は、切取り線とする。

別記第4号様式中

利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

を

施設の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用する設備	
設備の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

に、

許可の条件等

を

利用の許可の条件  
その他

に、「の権利」を「に伴う権利」に改め

る。

別記第5号様式中

利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

を

施設の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用する設備	
設備の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

新 対 照 表

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (抜粋)

本則

(利用時間)

第2条 青少年センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館及び屋外体育施設の球場にあつては午前8時30分から午後9時まで、芸西天文学習館にあつては午後6時から午後9時までとする。

2 略

(利用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の青少年センターの利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、別記第1号様式による高知県立青少年センター利用許可申請書(第7条第2項において「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の5日前(その日が前条に規定する休館日(以下「休館日」という。)に当たるときは、その日の直前の休館日以外の日)の午後5時までにこれをしなければならない。ただし、教育委員会が特にとめたときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、個人又は小人数のグループが屋外体育施設又は芸西天文学習館について利用の許可を受けようとするとき(条例第3条の規定により使用料を納付して当該利用の許可を受けようとする場合を除く。)は、別記第2号様式による高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書又は高知県教育長(以下「教育長」という。)が定める様式による申請書をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人が体育館のトレーニング

対 照 表

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (抜粋)

本則

(利用時間)

第2条 青少年センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、体育館、屋外体育施設の球場及びトレーニング室にあつては午前8時30分から午後9時まで、芸西天文学習館にあつては午後6時から午後9時までとする。

2 略

(利用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の青少年センターの利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、別記第1号様式による高知県立青少年センター利用許可申請書(第7条第1項において「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の5日前までにこれをしなければならない。ただし、教育委員会が特にとめたときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、個人又は小人数のグループが体育館若しくは屋外体育施設又は芸西天文学習館について利用の許可を受けようとするとき(条例第3条の規定により使用料を納付して当該利用の許可を受けようとする場合を除く。)は、別記第2号様式による高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書又は高知県教育長(以下「教育長」という。)が定める様式による申請書をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人がトレーニング室につい

参考資料 1

室について利用の許可を受けようとするときは、口頭により申請することができる。

(許可書等の交付等)

第5条 教育委員会は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは別記第2号様式による高知県立青少年センター屋外体育施設利用券、別記第3号様式によるトレーニング室利用券若しくは別記第4号様式による高知県立青少年センター利用許可書又は教育長が定める様式による許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付するものとし、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合においては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために青少年センターを利用する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者(次号において「身体障害者等」という。)が青少年センターを利用する場合
- (3) 身体障害者等を介護する者(身体障害者等1人につき1人とする。)が当該身体障害者等と同時に青少年センターを利用する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認められた場合

2 条例第4条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第5号様式による使用料減額(免除)承認申請書を利用許可申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、教育委員会が別に定める場合を除き、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

て利用の許可を受けようとするときは、口頭により申請することができる。

(許可書等の交付等)

第5条 教育委員会は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは別記第2号様式による高知県立青少年センター体育施設利用券、別記第3号様式によるトレーニング室利用券若しくは別記第4号様式による高知県立青少年センター利用許可書又は教育長が定める様式による許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付するものとし、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第4条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、第1号に掲げる場合においては、青少年センターの宿泊施設の使用料以外の使用料のみを減額し、又は免除することができるものとする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために青少年センターを利用する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者(次号において「身体障害者等」という。)が青少年センターを利用する場合
- (3) 身体障害者等を介護する者(身体障害者等1人につき1人とする。)が当該身体障害者等と同時に青少年センターを利用する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認められた場合

2 条例第4条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第5号様式による使用料減額(免除)承認申請書を利用許可申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、教育委員会が別に定める場合を除き、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しない



(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができるが、できる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 利用の取消しの届出又は利用の許可の内容の変更の届出が当該利用を開始する日の前日(その日が休館日に当たるときは、その日前の直近の休館日以外の日)の午後5時までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2・3 略

別記第1号様式(第4条関係)

高知県立青少年センター利用許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条、第5条関係)

高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書

高知県立青少年センター屋外体育施設利用券

[別紙参照]

第5号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

ときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第9条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができるが、できる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 利用の取消しの届出又は利用の許可の内容の変更の届出が当該利用を開始する日の前日までにあった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2・3 略

別記第1号様式(第4条関係)

高知県立青少年センター利用許可申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条、第5条関係)

高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書

高知県立青少年センター体育施設利用券

[別紙参照]

第5号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名称及び代表者名)  
電話番号

高知県立青少年センター利用許可申請書

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により高知県立青少年センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的		電話番号		アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外		単位	使用料の額
利用責任者	住所						円
氏名	氏名	利用者の区分		アマチュアスポーツ		区分	円
入場料の徴収の有無	有・無						
利用する施設	区分	年月日	午前・午後	時分	時分		
利用する設備	区分	年月日	午前・午後	時分	時分		
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計	人	年	月
※利用料の明細						年	月
合計						年	月
利用者の区分	幼児						
小学生							
中学生							
高校生							
大学生							
その他の青少年							
指導者							
一般							
合計							
※利用料の明細	減額若しくは免除又は返付をする使用料の額	取消し・変更・減額	取消し・免除	決定した使用料の額			
	受付年月日	受付年月日	受付年月日	受付年月日			
	決定年月日	決定年月日	決定年月日	決定年月日			
※利用の許可の条件その他	担当	取消し等					
合計							
※決裁欄	許可						
	担当						

注 ※印刷は、記入しないでください。

高知県教育委員会 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名称及び代表者名)  
電話番号

高知県立青少年センター利用許可申請書

高知県立青少年センターの利用の許可を受けたいので、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的		電話番号		アマチュアスポーツ・アマチュアスポーツ以外		単位	使用料の額
利用する施設	住所						円
利用する設備	氏名	利用者の区分		アマチュアスポーツ		区分	円
	氏名	有・無					
利用者の区分及び人数	区分	年月日	午前・午後	時分	時分		
	区分	年月日	午前・午後	時分	時分		
※利用料の明細						年	月
合計						年	月
利用者の区分	幼児						
小学生							
中学校							
高等学校							
大学の青少年							
その他の青少年							
一般							
合計							
※利用料の明細	減額若しくは免除又は返付をする使用料の額	取消し・変更・減額	取消し・免除	決定した使用料の額			
	受付年月日	受付年月日	受付年月日	受付年月日			
	決定年月日	決定年月日	決定年月日	決定年月日			
※利用の許可の条件その他	担当	取消し等					
合計							
※決裁欄	許可						
	担当						

注 ※印刷は、記入しないでください。

高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書					高知県立青少年センター体育施設利用券				
No. _____									
申請者	住所 (所在地) 又は学校名								
	氏名 (名称及び代表者名)								
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計	利用する施設				
	幼児	人	人	人	体育館 屋外施設				
	小学生								
	中学生								
	高校生								
	大学生								
	その他の青少年								
	一般								
合計									
利用の日時	年月日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分							

  

利用の日時	年 月 日									
	午前・午後 時 分～		午前・午後 時 分							
利用する施設	体育館	屋外施設								

- 1 用具の貸出しは、器具庫で行いますので、この利用券を青少年センターの関係職員に見せてください。
- 2 施設、用具等は、青少年センターの関係職員の指示に従い大切に利用してください。
- 3 許可の条件及び青少年センターの関係職員の指示に従わないときは、利用の許可を取り消すことがあります。
- 4 利用後は、施設、用具等を整理・整頓し、青少年センターの関係職員に返してください。

備考 1 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。  
2 点線は、切り取り線とする。

高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書					高知県立青少年センター屋外体育施設利用券				
No. _____									
申請者	住所 (所在地) 又は学校名								
	氏名 (名称及び代表者名)								
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計	利用する施設				
	幼児	人	人	人					
	小学生								
	中学生								
	高校生								
	大学生								
	その他の青少年								
	指導者								
一般									
合計									
利用の日時	年月日	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分							

  

利用の日時	年 月 日								
	午前・午後 時 分～		午前・午後 時 分						
利用する施設									

- 1 用具の貸出しは、器具庫で行いますので、この利用券を高知県立青少年センターの関係職員に見せてください。
- 2 施設、用具等は、高知県立青少年センターの関係職員の指示に従い大切に利用してください。
- 3 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。
- 4 利用の許可の条件及び高知県立青少年センターの関係職員の指示に従わないときは、利用の許可を取り消すことがあります。
- 5 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。
- 6 利用終了後は、施設、用具等を整理・整頓し、高知県立青少年センターの関係職員に返してください。

備考 1 Noは、会計年度ごとの通し番号とする。  
2 点線は、切り取り線とする。

(新)

許可番号 第 年 月 日

様

高知県教育委員会 団

高知県立青少年センター利用許可書

年 月 日 付けで申請のありました高知県立青少年センターの利用については、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用する施設	
施設の利用の日時	年 月 日 午前 午後 時から 年 月 日 午前 午後 時まで
利用する設備	
設備の利用の日時	年 月 日 午前 午後 時から 年 月 日 午前 午後 時まで
使用料の額	円 使用料の納付期限 年 月 日
利用の許可の条件その他	
注	<p>1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>2 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>3 利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員の手指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とする。

(旧)

許可番号 第 年 月 日

様

高知県教育委員会 団

高知県立青少年センター利用許可書

年 月 日 付けで申請のありました高知県立青少年センターの利用については、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用する施設	
利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前 午後 時から 年 月 日 午前 午後 時まで
使用料の額	円 使用料の納付期限 年 月 日
許可の条件等	
注	<p>1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>2 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>3 利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員の手指示に従ってください。</p> <p>4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とする。

(新)

第5号様式 (第7条関係)

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

電話番号

使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立青少年センターの利用について、使用料の減額 (免除) を受けたいため、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的									
利用する施設									
施設の利用の日時	年 月 日	年 月 日	午前	午後	時 分	時 分	から		
利用する設備									
設備の利用の日時	年 月 日	年 月 日	午前	午後	時 分	時 分	から		
減額又は免除を受けようとする理由及び金額									円
	※								
使用料の額の算定	正規の使用料の額 (A)								円
	減額又は免除をする使用料の額 (B)								円
	決定した使用料の額 (A-B)								円
※ 決							担当	※ 受付年月日	年 月 日
裁								※ 決定年月日	年 月 日
欄								※ 通知年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

(旧)

第5号様式 (第7条関係)

高知県教育委員会 様

年 月 日

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

電話番号

使用料減額 (免除) 承認申請書

高知県立青少年センターの利用について、使用料の減額 (免除) を受けたいため、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的									
利用する施設									
利用する備品									
利用の日時	年 月 日	年 月 日	午前	午後	時 分	時 分	から		
減額又は免除を受けようとする理由及び金額									円
	※								
使用料の額の算定	正規の使用料の額 (A)								円
	減額又は免除をする使用料の額 (B)								円
	決定した使用料の額 (A-B)								円
※ 決							担当	※ 受付年月日	年 月 日
裁								※ 決定年月日	年 月 日
欄								※ 通知年月日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案について

1 改正の目的

高知県立青少年センターの本館及び宿泊棟の改築による高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、施行規則の関連条項を見直す等規程の整備を図るもの。

2 改正内容

(1) 【規則第2条第1項】

条例改正により、青少年ホール、本館会議室及び多目的室の利用時間を午後5時までから午後9時までとしたこと、及び条例別表第2のトレーニング室の使用料の表示の整備を図ったことによる規則の関連条項を改正する。

(2) 【規則第4条第1項】

平成25年度の規則改正で第7条第1項を追加した際に修正すべきところを、今回改正する。

(3) 【規則第4条第2項】

利用許可の申請は、利用を開始する日の5日前までと規定されているが、休館日からからむ場合の取り扱いを規定するために改正を行う。

(4) 【規則第4条第3項】

体育館の利用申請の際に使用されている別記第2号様式は、使用料が無料だった平成11年度までの利用に対応するものであり、現在の体育館を整備した際に、平成12年度から使用料を徴収することになったが、規則改正を行わずに現在に至っており、別記第1号様式を使用して申請するために改正を行う。

(5) 【規則第4条第4項】

条例改正により、条例別表第2のトレーニング室の使用料の表示の整備を図ったことによる規則の関連条項を改正する。

(6) 【規則第9条第1項第3号】

夜間及び休館日における、利用者からの変更やキャンセルの連絡の行き違いを避けるため、職員が対応可能な時間帯を設定するための改正を行う。

(7) 【別記第1号様式（第4条関係）】

別記第1号様式について、必要な項目の追加等の整備をするために改正する。

(8) 【別記第2号様式（第4条、第5条関係）】

別記第2号様式について、規則第4条第3項及び別記第1号様式の改正に関連して、第2号様式の申請書の名称と様式の区分欄を改正する。

(9) 【別記第4号様式（第5条関係）】及び【第5号様式（第7条関係）】

別記第4号様式及び別記第5号様式について、施設の利用時間と照明や冷暖房等の設備の利用時間が異なる場合があるため、設備の利用時間の欄を追加する改正を行う。

3 施行期日 平成29年2月1日（条例改正の施行日と同日）